

三重大学関係病院長会議薬剤部会設置要項

(平成 31 年 1 月 23 日制定)

(設 置)

第 1 条 三重大学関係病院長会議会則第 7 条の規定に基づき、三重大学関係病院長会議に薬剤部会を置く。

(目 的)

第 2 条 薬剤部会は、関係病院相互における薬剤業務に関する情報交換や職員の資質向上並びに相互の連携、協力を図り、地域医療の発展及び病院管理運営の向上に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 薬剤部会は、関係病院の薬剤部門の長にある者をもって組織する。

2 薬剤部会には、必要に応じ他の職員を出席させることができる。

(会 議)

第 4 条 薬剤部会においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医薬品安全管理及び病院経営に関する情報交換に関すること。
- (2) 薬剤部門職員の資質向上のための研修会や講演会の企画に関すること。
- (3) 薬剤師の人事交流に関すること。
- (4) その他、薬剤部会で検討が必要とされること。

(部会長)

第 5 条 薬剤部会に、部会長を置く。

2 部会長は、三重大学医学部附属病院薬剤部長をもって充てる。

(庶 務)

第 6 条 薬剤部会に関する庶務は、三重大学医学部附属病院薬剤部において処理する。

(開 催)

第 7 条 薬剤部会は、年 1 回部会長が招集する。

2 その他、必要に応じ部会長が招集する。

附 則

この要項は、平成 31 年 1 月 23 日から施行する。